

全国文化的景観地区連絡協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 目的及び事業（第2条・第3条）
- 第3章 会員（第4条・第5条）
- 第4章 役員（第6条・第8条）
- 第5章 総会（第9条・第14条）
- 第6章 役員会（第15条・第19条）
- 第7章 委員会（第20条・第21条）
- 第8章 資産及び会計（第22条・第26条）
- 第9章 事務所（第27条・第29条）
- 第10章 雜則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、全国文化的景観地区連絡協議会（略称「文景協」（以下「協議会」という。）という。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 協議会は、加盟する団体が共同して文化的景観の保存整備に関する調査研究、施策の推進及び情報交換を行い、もって文化的景観を育み、地域住民の生活と文化の向上に資することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化的景観の保存整備及び調査研究に関する事業
- (2) 情報収集・発信及び普及に関する事業
- (3) 各種要望活動に関する事業
- (4) 会員研修等に関する共益的事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（種別）

第4条 協議会は、正会員、特別会員及び協議会が認めた賛助会員をもって構成し、当該各号に定める地方公共団体及び団体等とする。

- (1) 正会員 重要文化的景観選定地区を有する自治体・特別区及び選定を目指している自治体・特別区
- (2) 特別会員 本規約の目的に賛同する都道府県
- (3) 賛助会員 文化的景観の調査、研究、保存又は管理を行う団体等

(会費)

第5条 協議会の会費は、次に掲げる額とする。ただし、特別会員からは会費は徴収しない。

- (1) 正会員 年額 市・特別区 30,000円・町村 15,000円
- (2) 賛助会員 年額 5,000円(1口)

第4章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、正会員の互選により選任する。

3 協議会に必要に応じて顧問又は参与を置き、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、総会及び役員会の議決並びにこの規約の定めに基づき、協議会の業務を執行する。

4 監事は、業務の執行状況及び会計その他の事務を監査する。

5 顧問及び参与は、会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。

(任期等)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員は、その任期が満了したときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その任務を行うこととする。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間又は協議会が定める日までとする。

第5章 総会

(種別)

第9条 協議会の総会は、年1回とし、会長が招集する。

(構成)

第10条 総会は、正会員をもって構成する。

2 特別会員及び賛助会員は、総会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(権能)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算

- (3) 規約の変更
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他役員会から付託された事項等

(議長)

第 12 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 13 条 総会は、正会員の過半数の出席で成立し、議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。なお、代理人をもって議決権を行使する者及び当該議事につき委任状をもって予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数並びに出席者数（表決委任者がある場合はその旨）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決結果

第 6 章 役員会

(構成)

第 15 条 役員会は、正会員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(権能)

第 16 条 役員会は、この規約で定めるものほか次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会費の額に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他協議会の業務遂行に必要な事項

(議長)

第 17 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 18 条 役員会は、役員の 3 分の 2 の出席で成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。なお、代理人をもって議決権を行使する者及び当該議事につき委任状をもって予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。

(議事録)

第 19 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席者数（表決委任者がある場合はその旨）
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決結果

第7章 委員会

(設置)

第20条 協議会に、必要に応じて委員会を設置することができる。

(構成)

第21条 委員会は、会長が指名した会員をもって構成する。

2 委員会には、委員の互選により委員長1名を置く。

3 委員長は役員会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)会員の会費

(2)寄付金品

(3)財産から生じる収入

(4)事業に伴う収入

(5)その他の収入

(資産の管理)

第23条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第24条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。ただし、当該年度の予算が成立していない場合において、当該予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第25条 協議会の事業報告書及び収支決算書は、毎事業年度終了後に速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

第9章 事務所

(設置)

第27条 協議会の事務所は、会長の存する自治体に置く。

(事務局)

第28条 協議会の事務所には、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第29条 協議会の事務局には、次に掲げる書類のほか協議会の運営等に関する

関係書類を備えておかなければならぬ。

(1)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2)収入又は支出に関する帳簿及びその証拠書類

第 10 章 雜則

(雑則)

第 30 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は平成 18 年 7 月 18 日から適用する。

附 則

この規約は平成 21 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この規約は平成 25 年 10 月 4 日から適用する。

附 則

この規約は平成 28 年 11 月 8 日から適用する。

附 則

この規約は平成 29 年 10 月 12 日から適用する。